

第 23 号議案

足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 19 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例

足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例（昭和 54 年足立区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「掲げる者」の次に「（当該中高層建築物等が規則で定める特定用途建築物に該当する場合にあっては、近隣関係住民）」を加える。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

中高層建築物等の建築等に係る説明の対象者を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。